

ひとり親家庭等日常生活支援事業

黒部市

修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。

対象者・要件

黒部市に居住するひとり親家庭等であって、次のいずれかに該当する場合

1. 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由
2. 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合

事業内容

利用方法等につきましては、黒部市子ども支援課までお問い合わせください。

申請先・問い合わせ先

黒部市

黒部市子ども支援課

黒部市三日市1301

連絡先：0765-54-2577

URL：<https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/menu.aspx?ctgcd=63>